

調達価格等算定委員会（第４１回）

議事要旨

○日時

平成 30 年 11 月 16 日（金）8 時 00 分～9 時 00 分

○場所

経済産業省本館 12 階西 1 会議室

○出席委員

山内弘隆委員長、大石美奈子委員、高村ゆかり委員、松村敏弘委員、山地憲治委員

○事務局

松山省エネルギー・新エネルギー部長、山影省エネルギー・新エネルギー部政策課長、
山崎新エネルギー課長、杉山再生可能エネルギー推進室長、梶新エネルギー課長補佐

○議題

（１）入札（太陽光第３回・バイオマス第１回）の上限価格について

○議事要旨

（１）入札（太陽光第３回・バイオマス第１回）の上限価格について

- ・ 「委員会の非公開について（案）」を了承した。

＜太陽光第３回入札＞

委員

- ・ 入札制度の趣旨が、事業者間の競争によるコスト低減を促し、費用効率的な水準での事業実施を実現していくことにある点を踏まえて、今回の上限価格を設定する必要があるのではないか。
- ・ 今回の上限価格の設定に当たっては、第２回入札の際に、先進的な事業者には照準を合わせて上限価格を 15.50 円/kWh と設定し、事後的に公表していることも踏まえるべきではないか。
- ・ 長期的にコストを低減させるためには、入札参加者を増やして競争を促進する必要がある。コスト低減が可能な事業者を育てていくためには、一定程度の導入量を確保することが重要ではないか。
- ・ 今回の委員会の資料については、会議終了後に公表することが適切ではないか。

委員長

- 競争性を確保するという点を勘案し、太陽光第3回入札の上限価格を決定した。
- 今回の委員会資料については、事業者にコスト低減を促すメッセージを与えるという観点からも、公表することとした。

＜バイオマス第1回入札＞

委員

- 事務局の資料には効率的な案件の例として発電効率の高い案件が挙げられているが、どのような案件を効率的な案件と考えるべきか。
- 一般木材等バイオマス発電とバイオマス液体燃料については FIT 認定量が急増していることから、少なくともこれまでに設定された調達価格の水準であれば事業の実施が可能ではないか。
- 今回の上限価格の設定に当たっては、エネルギーミックスに対する FIT 認定量や導入量の進捗、FIT 制度による再エネ発電事業のリスク、バイオマス発電の燃料調達リスクなどの現状を踏まえて、これまでの調達価格等の設定の際には維持されてきた供給量勘案上乗せ措置の在り方について考えるべき。
- 燃料費が発電コストの7割を占めておりコスト低減が難しい中、大規模なバイオマス発電をどこまで FIT 制度の対象とするべきか。既認定案件の設備発注期限が到来しつつあるが、これらの案件の設備発注の状況も踏まえた検討が必要ではないか。

委員長

- 委員の意見を踏まえ、バイオマス第1回入札の上限価格を決定した。
- 以上を踏まえ、資料2に基づき「平成30年度の供給価格上限額（太陽光発電設備第3回及びバイオマス発電設備第1回）に関する意見」を取りまとめることに委員の合意が得られた。

（お問合せ先）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365